

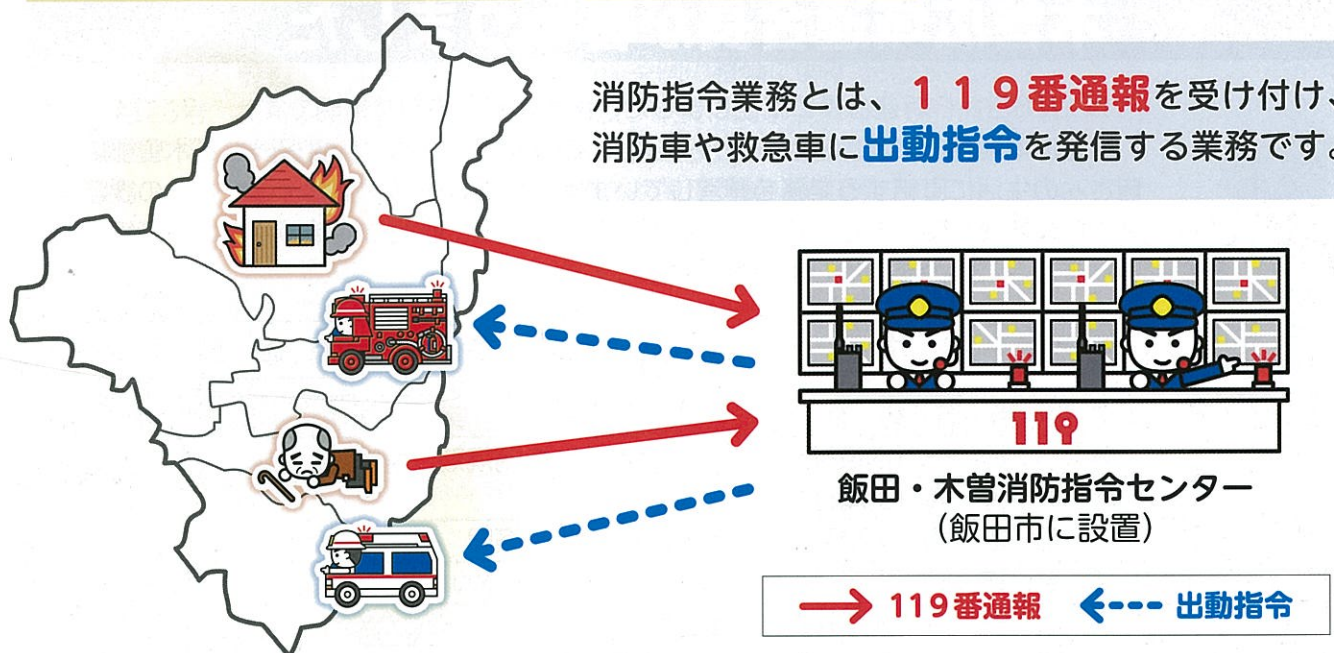
発行/令和7年12月26日  
長野県木曽広域連合

第86号 **回覧**



# きそネット

木曽広域消防本部と飯田広域消防本部は令和8年(2026年)4月から  
**消防指令業務の共同運用を開始します!**



現在、木曽広域消防本部では、木曽消防署(木曽町)で119番通報を受け付け、消防車や救急車の出動指令を行っていますが、令和8年(2026年)4月から、この「消防指令業務」を飯田市に設置する「飯田・木曽消防指令センター」に集約し、飯田広域消防本部と共同で運用します。

近年の災害は、激甚化・大規模化しており、さまざまな事案に迅速かつ的確に対応するためには、近隣消防本部との連携強化が必要です。今回の共同運用は、こうした課題に対応した新たな通信指令体制を構築するものです。なお、「飯田・木曽消防指令センター」には、木曽広域消防本部の職員も常駐し、木曽管内で発生した災害にもこれまでと変わらず迅速に対応できる体制を確保します。

令和8年4月1日の共同運用開始に向け、令和8年2月に、119番回線を消防指令センターに切り替え、仮運用を開始する予定です。

指令業務の共同運用に関するQ&Aは  
2ページをご覧ください。

お問い合わせ先 木曽広域消防本部 消防課 ☎ 0264-24-3119

## 目次

|                      |     |                               |   |
|----------------------|-----|-------------------------------|---|
| 消防指令業務の共同運用を開始します…   | 1   | 交流の拡大 常滑市農業まつりに出展しました……       | 5 |
| 共同運用に関するQ&A ……………    | 2   | 木曽広域消防本部 消防士(経験者)募集中!! ……     | 5 |
| 木曽広域連合長が替わりました……………  | 2   | 年1回以上の浄化槽清掃を行いましょう……………       | 5 |
| 木曽広域連合議会だより……………     | 2~3 | 木曽広域ケーブルテレビ「インターネットサービス」のご案内… | 6 |
| 木曽広域消防本部からのお知らせ…………… | 4   |                               |   |



木曽広域連合の最新情報は、ホームページをご覧ください。

<https://www.kisoji.com/>

木曽路はすべて山の中  
～山を守り 山に生きる～  
木曽地域は「日本遺産」に  
認定されています



## 消防通信指令業務の共同運用に関するQ&A

Q：119番通報のかけ方は、変わるのでしょうか？

A：119番通報のかけ方は、これまでと変わりません。

Q：今までより、消防車や救急車の到着が遅くなることはありませんか？

A：119番通報は、「飯田・木曽消防指令センター」で受信しますが、災害場所の特定や出動の速さはこれまでと変わらず、消防車・救急車の到着が遅れることはありません。

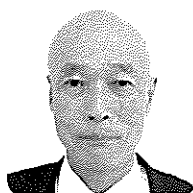
Q：救命講習会や防災訓練に関する連絡先は、変わるのでしょうか？

A：消防業務に関する連絡先も、従来どおり変更ありません。

木曽広域消防本部 0264-24-3119 木曽消防署 0264-22-0119  
木曽消防署北分署 0264-36-3119 木曽消防署南分署 0264-57-3119



## 木曽広域連合長が替わりました



新連合長

向井 裕明  
(南木曽町長)

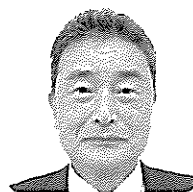
11月28日から新連合長に就任しました、南木曽町長の向井裕明です。

木曽広域連合の業務は、ケーブルテレビ・ごみ処理・消防・介護保険など木曽郡に住む皆さんの生活に直結する業務を運営しています。地方行政は、高齢化など多くの課題を抱えていますが、魅力あふれる地域となるよう、皆さんとともに地域づくりに取り組んでまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

|       |                 |        |                |
|-------|-----------------|--------|----------------|
| 連 合 長 | 向 井 裕 明 (南木曽町長) | 代表副連合長 | 越 原 道 廣 (王滝村長) |
|-------|-----------------|--------|----------------|

| 区 分     | 担 当 町 村 長      | 所 管 業 務                | 常任委員会   |
|---------|----------------|------------------------|---------|
| 総 務     | 奥 原 秀 一 (木祖村長) | 人事・財務 条例規則 情報<br>広域消防等 | 総 務     |
|         | 越 原 道 廣 (王滝村長) |                        |         |
| 地 域 振 興 | 村 田 広 司 (上松町長) | 地域振興 文化振興              | 経 済 観 光 |
|         | 越 原 道 廣 (王滝村長) | 林務                     |         |
|         | 坂 家 重 吉 (大桑村長) | 建設                     |         |
| 厚 生     | 加 藤 真 和 (木曽町長) | 介護保険 一次救急 老人福祉         | 福 祉 環 境 |
| 環 境     | 村 田 広 司 (上松町長) | ごみ処理 汚泥処理 し尿等処理        |         |

## 木曽広域連合 議会だより



新議会議長

永井 嘉男  
(上松町議会議員)

令和7年木曽広域連合議会第4回定例会 開催日：令和7年11月28日(金)

▼王滝村議会議員選挙及び木曽町議会議員選挙に伴い、王滝村議会議員2名・木曽町議会議員6名が広域連合議会議員に就任しました。

▼広域連合議会議長の選挙を行い、議長に上松町議会議員長の永井嘉男氏、副議長に大桑村議会議員長の鈴木武氏がそれぞれ就任されました。

▼正副議長、正副議会運営委員長及び正副常任委員長は次の方々です。

\* 正副議長及び正副常任委員長

| 役 職 名        | 氏 名   | 所属町村  | 役 職 名         | 氏 名   | 所属町村  |
|--------------|-------|-------|---------------|-------|-------|
| 議 長          | 永井 嘉男 | 上 松 町 | 副 議 長         | 鈴木 武  | 大 桑 村 |
| 総務常任委員会委員長   | 早川 親利 | 南木曽町  | 総務常任委員会副委員長   | 松井 淳一 | 木 曽 町 |
| 福祉環境常任委員会委員長 | 瓜尾美佐子 | 大 桑 村 | 福祉環境常任委員会副委員長 | 下島 里美 | 木 曽 町 |
| 経済観光常任委員会委員長 | 原田 徹哉 | 木 曽 町 | 経済観光常任委員会副委員長 | 鈴木 紀夫 | 上 松 町 |
| 議会運営委員会委員長   | 栗屋 正一 | 木 祖 村 | 議会運営委員会副委員長   | 鈴木 武  | 大 桑 村 |

## \* 広域連合議会議員

| 議席  | 氏 名   | 所属町村  | 常任委員会     | 議席  | 氏 名   | 所属町村  | 常任委員会   |
|-----|-------|-------|-----------|-----|-------|-------|---------|
| 1 番 | 下島 里美 | 木 曽 町 | 福 祉 環 境   | 11番 | 松原 崇文 | 南木曽町  | 福 祉 環 境 |
| 2 番 | 原田 徹哉 | 木 曽 町 | 経 済 観 光   | 12番 | 高橋 進  | 南木曽町  | 経 済 観 光 |
| 3 番 | 松井 淳一 | 木 曽 町 | 総 務       | 13番 | 早川 親利 | 南木曽町  | 総 務     |
| 4 番 | 棚本 力  | 木 曽 町 | 福 祉 環 境   | 14番 | 鎌倉 寿恵 | 上 松 町 | 福 祉 環 境 |
| 5 番 | 児野光九仁 | 木 曽 町 | 経 済 観 光   | 15番 | 鈴木 紀夫 | 上 松 町 | 経 済 観 光 |
| 6 番 | 大目富美雄 | 木 曽 町 | 総 務       | 16番 | 栗屋 正一 | 木 祖 村 | 総 務     |
| 7 番 | 薩川 宏史 | 王 滝 村 | 経済観光・福祉環境 | 17番 | 瓜尾美佐子 | 大 桑 村 | 福 祉 環 境 |
| 8 番 | 宮下 孝次 | 木 祖 村 | 経 済 観 光   | 18番 | 下出 謙介 | 王 滝 村 | 総 務     |
| 9 番 | 清水えり子 | 木 祖 村 | 福 祉 環 境   | 19番 | 鈴木 武  | 大 桑 村 | 総 務     |
| 10番 | 額 悠乃  | 大 桑 村 | 経 済 観 光   | 20番 | 永井 嘉男 | 上 松 町 | 総 務     |

条例制定・改正3件、補正予算3件が原案どおり可決されました。

- ▼議案第25号 令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について ……可決
- ▼議案第26号 木曽広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について ……可決
- ▼議案第27号 木曽広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について ……可決
- ▼議案第28号 令和7年度木曽広域連合一般会計補正予算（第3号） ……可決
- ▼議案第29号 令和7年度木曽広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号） ……可決
- ▼議案第30号 令和7年度木曽広域連合下水道事業会計補正予算（第1号） ……可決
- ▼全員協議会 協議事項3件 長野県の木曽広域連合への参画について  
火災予防条例の一部改正に伴う林野火災警報等の取扱いについて  
木曽病院の小児科体制について

## 行政報告（抜粋）

## 地域振興課

9月1日、木祖村民センターにおいて、第3回「日本遺産木曽路サミット」を開催しました。サミットでは基調講演のほか、木工芸品の魅力をテーマに、8市町村長、講演者、お六櫛組合、観光庁によるパネルディスカッションが行われ、木曽路全体のさらなる連携と文化財活用への期待が高まりました。

## 森林整備推進室

森林経営管理業務は、これまでに6町村で37団地1,388haの経営管理権を取得、うち19団地539haの経営管理実施権配分計画の公告を終えました。引き続き構成町村と連携を図り、対象森林の調査業務を進めてまいります。

## 交通政策室

本年4月から広域連合に交通政策室を設置し、交通事業者・町村間の調整を進めながら、広域幹線バス「ぎそバス」の運行に向けて取り組んでまいりました。

今後も、利用状況を注視するとともに、利用者の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、ダイヤ改正などの改善を図ってまいります。

## 健康福祉課

10月3日、後藤衆議院議員及び厚生労働省に対し、医師確保に関する要望活動を行い、医師偏在を是正する仕組みづくりなどを求めました。

また、11月25日、木曽病院のお産休止決定に伴い、遠方での出産に対する支援として、出産宿泊協定をルートインジャパン㈱と締結しました。これにより、近隣のホテルを安定して利用できる環境が整い、安心して出産に臨める体制が確保されました。

## 建設課

9月4日、「木曽地域交通網対策協議会 木曽地域国道19号整備促進期成同盟会部会」及び「木曽地域治水対策協議会」が、国土交通省飯田国道事務所、木曽川上流河川事務所、中部地方整備局を訪問し、国道19号の整備促進及び治水対策事業の推進について、引き続きの支援を要望しました。

## 情報センター

10月から、利用料のクレジット決済を導入するとともに、ケーブルテレビ加入者が契約内容をインターネットで確認できる「マイページ」機能の運用を開始しました。今後も利用者の皆様の利便性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

## 木曽クリーンセンター・環境センター

木曽クリーンセンターでは、10月20日から11月20日まで焼却炉及びクレーンの補修工事を実施しました。また、環境センター緑聖苑では、9月に3基目の火葬炉補修工事が完了し、10年に一度の大規模補修がすべて終了しました。

## 消防本部

11月5日、松本市安曇の奈川渡ダムにおける水難救助のため、松本広域消防局から消防相互応援協定に基づく要請を受け、水難救助隊・水中ドローン隊あわせて延べ9名を派遣しました。

本年1月から10月末までの火災件数は5件（前年比7件減）で、4月13日以降は火災が発生していません。救急出動件数は1,455件（前年比9件減）となっています。

## 木曽広域消防本部からお知らせ

### 林野火災予防を目的とした注意報・警報の運用について



令和7年2月26日に岩手県で発生した大船渡市山林火災を受け、令和7年8月に消防関係法令が改正されることとなり、当広域連合においても国の通知を基に、林野火災予防のため、木曽広域連合火災予防条例を一部改正し、「林野火災注意報・林野火災警報」を令和8年1月1日から運用開始します。

#### 「林野火災注意報・林野火災警報」について

- ◆ 林野火災の予防上、注意が必要な気象状況になったとき、「**林野火災注意報**」を発令し、強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防の注意喚起を行うとともに、林野周辺の区域において住民等に「火の使用の制限」について「努力義務」を課すこととなります。
- ◆ さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になったとき、「**林野火災警報**」を発令し、発令区域において住民等に「火の使用の制限」について「義務」を課すこととなります。

#### 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、下記のとおり「**火の使用の制限**」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと（※煙火とは、花火の正式名称です。）
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外において引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて木曽広域連合長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること



#### 林野火災注意報・警報の発令基準について

林野火災注意報の発令基準は、気象庁ホームページに掲載されている木曽地域の雨量観測所における合計雨量を基に、1月から5月までの期間に発令します。

林野火災警報の発令基準は、林野火災注意報の発令中に、強風注意報が発表された際に発令します。

| 林野火災注意報                |                                                                                         | 林野火災警報                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 発令基準<br>(1月から5月までの期間中) | 次の(①+②)または(①+③)に該当した場合<br>① 前3日間の合計降水量が1mm以下<br>+<br>② 前30日間の合計降水量が30mm以下<br>③ 乾燥注意報が発表 | 林野火災注意報の発令<br>+<br>強風注意報が発表                                |
| 規制                     | 連合長が指定する区域                                                                              |                                                            |
| 区域                     |                                                                                         |                                                            |
| 内容                     | 火の使用の制限について努めなければならない(努力義務)                                                             | 火の使用の制限について従わなければならない(義務)                                  |
| 罰則                     | なし                                                                                      | 30万円以下の罰金又は拘留(消防法第44条)                                     |
| 発令時の措置                 | ・防災行政無線やホームページ等での広報<br>・市町村及び消防団員への通報 など                                                | ・市町村等の各関係機関への通報<br>・防災行政無線やホームページ等での広報<br>・消防車両等による巡回広報 など |

#### 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等の届出について

火災予防条例に規定する対象行為に、たき火が含まれることを明文化しました。(火災予防条例第50条)

たき火等、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、消防署長に届け出なければなりません。届出書の提出は、消防署と各役場が火災ではないことを認知するための書類であり、焼却等の行為を許可するものではありません。

お問い合わせ先：木曽広域消防本部 ☎ 0264-24-3119 又はお近くの消防署

## ～交流の拡大 常滑市農業まつりに出展しました～

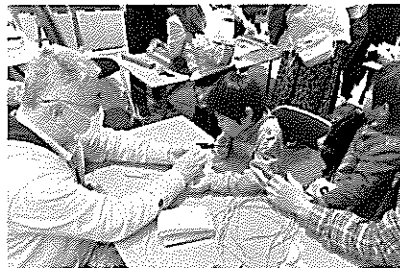
令和7年11月9日(日)、愛知県常滑市の「BOAT RACE とこなめ」で行われた第47回常滑市農業まつりに木曽広域交流事業基幹委員会として出展しました。

このイベントは、木曽川の水が愛知用水を通して常滑市をはじめとする知多半島の皆さんに農業用水として利用されていることから木曽川を通じた上下流交流事業の一環として、令和4年度より参加をしており今回で4回目の参加となりました。

当日は、木曽ひのきの間伐材を使用した箸づくり体験、間伐材のカナナ屑を利用したボンボンづくり体験、小さいお子様向けの木曽ひのきのボールプール遊びを行いました。あいにくの雨にもかかわらず非常に多くの市民の皆さんにブースを訪れていただき、各種の体験を通して森林整備や水源地保全の啓発を行うことができました。

また、森林環境譲与税の活用に関するアンケート調査にもご協力いただき、森林環境譲与税の使い道について、回答者の約半数の方が木曽川上流域の森林整備に使ってほしいとの回答をいただき、この4年間の啓発活動の効果が伺える結果となりました。

今後も木曽川の水源地域の重要性を広め、森林整備活動の充実や木曽産木材の利用拡大に結び付けられるよう流域自治体との交流を通して木曽川下流域の多くの皆さんに啓発活動を進めていきます。



お問い合わせ先 地域振興課 ☎ 0264-23-1050

## 木曽広域消防本部 消防士(経験者)募集中!!

木曽広域連合では、消防士の実務経験がある方を対象に、随時募集を行っています。火災や救急など、木曽地域の安全を守る仕事です。

現在、女性消防士も活躍しており、性別を問わず、経験を活かせる職場づくりを進めています。

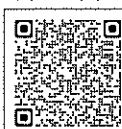
地元木曽へのUターンや、移住を検討している方の応募も可能です。

詳しくは、右記QRコードからご確認ください。

お問い合わせ先 総務課 ☎ 0264-23-1050

詳しい情報は、  
こちらから  
ご確認ください。

採用案内



随時募集  
経験者

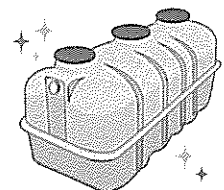


## 浄化槽を使用・管理する皆さまへ

### 年1回以上の浄化槽清掃を行いましょう

浄化槽は、家庭から出る生活排水をきれいにして河川等に流す大切な設備です。そのため、保守点検や清掃など適切な維持管理が必要です。

浄化槽法では、年1回以上の浄化槽清掃が義務付けられており、清掃を怠ると、故障や機能低下につながり、悪臭や水質汚濁の原因となります。地域のきれいな水環境を守るため、必ず毎年清掃を行いましょう。



#### ～浄化槽を使用する際の注意点～

- 浄化槽は微生物の働きで水を浄化しています。強い薬剤や大量の洗剤の使用は控えましょう。
- トイレには、たばこの吸い殻や紙おむつなどの異物を絶対に流さないでください。
- 日常の点検、気になる異臭や異常があった場合は、環境センターへご相談ください。

お問い合わせ先 環境センター ☎ 0264-52-2530

## 木曽広域ケーブルテレビ「インターネットサービス」のご案内

木曽広域ケーブルテレビでは、テレビ加入のオプションとしてインターネットサービスをご提供しています。

2019年から2021年にかけて光化工事を実施したことにより、高速で安定したインターネット通信が利用できるようになり、現在では、4,400世帯を超える皆さまにご利用いただいております。

今後も、より便利で快適なサービスの提供に努めてまいりますので、高品質な光インターネットの利用をご検討ください。

### ★手続きが簡単！

木曽広域ケーブルテレビのインターネットは、電子申請で簡単にお申込みできます。

また、通信機器D-ONU（音声告知端末と接続されている黒い機器。ケーブルテレビ貸与品）があるお宅であれば工事費は不要です。

D-ONU



### ★料金が安い！

加入申込料は初回2,200円、1 Gbps（1 ギガ）の高速通信で月々4,400円と利用しやすい料金となっています。契約期間の縛り※はなく、解約時に違約金をいただくことはありません。（※いつでも解約可能ですが、解約後1年間は再加入できません。）

▼プランは4種類 お客様の利用スタイルに合わせてお選びください。プランは月単位で変更できます。（事務手数料無料）

|         |          |                                   |
|---------|----------|-----------------------------------|
| 1 M プラン | 月額1,250円 | まずはメールとホームページが時々できれば。インターネット初心者向け |
| 15M プラン | 月額3,560円 | 高速と低料金を兼ねそなえたプランです                |
| 300Mプラン | 月額4,080円 | 動画のあるホームページをもっとスピーディーに！           |
| 1 G プラン | 月額4,400円 | 高速インターネットを楽しみたい方にお勧めです            |

### ★接続が簡単！

通信機器D-ONUとパソコンをLANケーブルで繋ぐだけでインターネットに接続できます。

※無線LANルーターをご用意いただくことで、Wi-Fi環境ができ、スマートフォンの通信料を抑えることもできます。（無線LANルーターとD-ONUを繋ぐことでWi-Fi環境を作ることができます。）

※昼夜問わず安定した通信速度、データ通信量の制限もありません。

### ★こんな方にお勧め！

- ① 木曽広域ケーブルテレビの『防災暮らしの掲示板』や『デジタル回覧板』をご覧になりたい方。（スマートフォン等で見ることも可能です。）
- ② 家族や友人とビデオ通話をしたい方。（カメラ付きパソコンやスマートフォン等が必要です。）
- ③ SNS等で情報発信したい方。
- ④ 趣味や学びを深めるオンライン講座を受講したい方。（有料の場合もあります。）
- ⑤ 動画視聴や映画鑑賞をしたい方。（有料の場合もあります。）
- ⑥ オンラインゲームや脳トレアプリを使いたい方。（有料の場合もあります。）
- ⑦ ネットショッピングをしたい方。



### ケーブルテレビのお申込み、契約変更等のお手続きはこちらから！

※右のQRコードを読み込むか、「木曽広域ケーブルテレビ 電子申請」と検索してください。



お問い合わせ先 木曽広域情報センター ☎ 0264-21-2212（\*\* 21-2212）